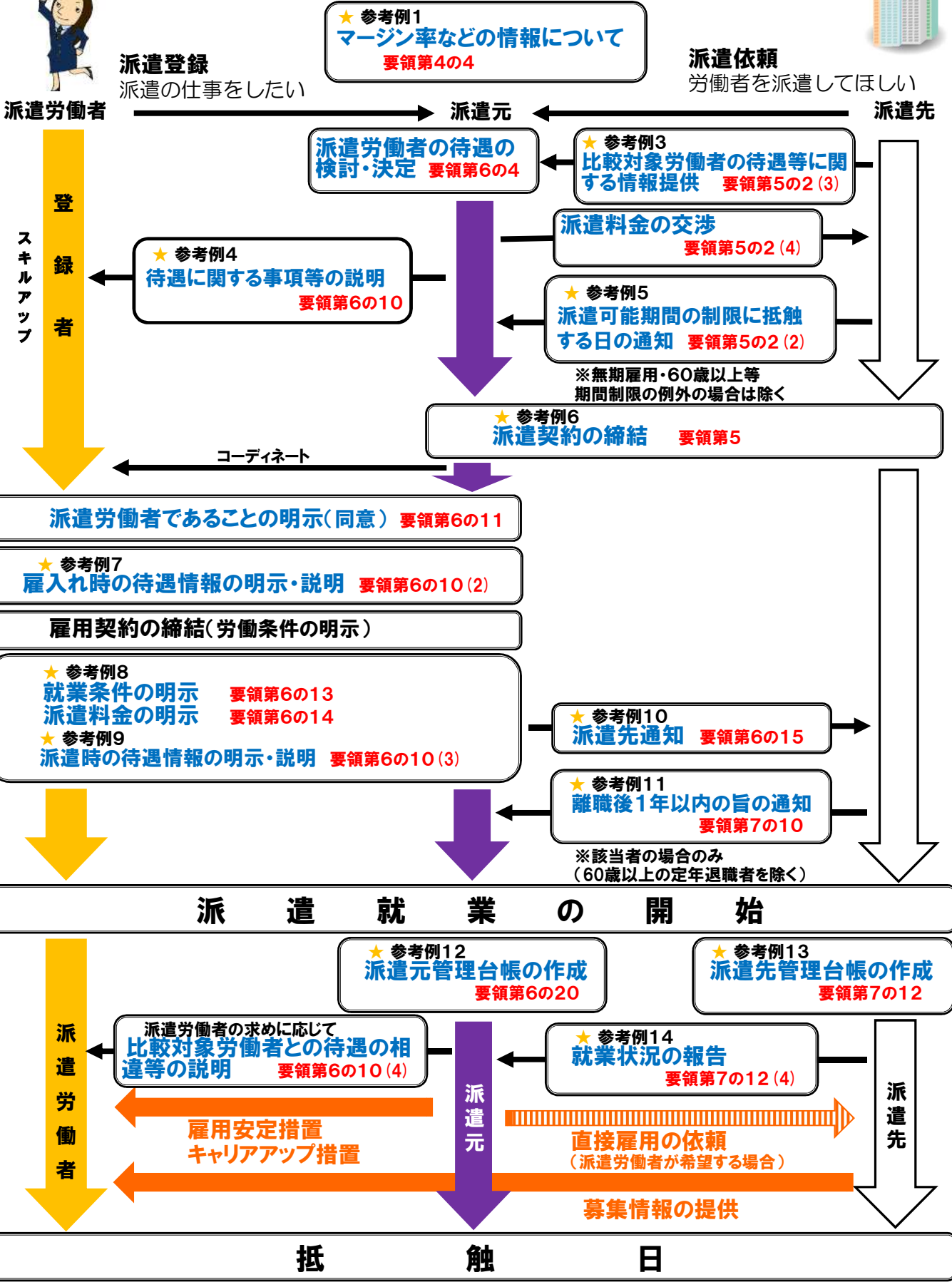


# 派遣先均等・均衡方式 要領第6の4

## 労働者派遣イメーシングラボ



※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。